

- 1 作業種類
公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間
令和元年5月8日から令和2年3月27日まで
- 3 作業地域
塩尻市全域（山岳地を除く）

建設政策課

長野県告示第55号

御代田町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年5月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（水準点測量）
- 2 作業期間
令和元年5月8日から令和元年6月7日まで
- 3 作業地域
御代田町（一部）

建設政策課

長野県告示第56号

朝日村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年5月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量 カラーデジタル空中写真（地上画素寸法12cm、レベル1000）
- 2 作業期間
平成31年4月23日から令和元年9月30日まで
- 3 作業地域
朝日村全域（山形村との合同撮影）

建設政策課

長野県告示第57号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和元年5月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図補正更新）
- 2 作業期間
平成30年9月1日から平成31年3月29日まで
- 3 作業地域
松本市

建設政策課

**公告**

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和元年5月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
人事・給与システム改修業務委託（会計年度任用職員制度対応等） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県総務部総務事務課
(2) 所在地 長野市大字南長野野幅下692-2
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年5月10日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
(1) 名称 東日本電信電話株式会社埼玉事業部長野支店
(2) 所在地 長野市大字南長野新田町1137番地5
- 5 随意契約に係る契約金額
53,350,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

総務事務課

公告

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新しました。
令和元年5月27日

長野県知事 阿部 守一

更新年月日	登録の有効期間	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
令和元年 5月21日	令和元年 6月27日 から 令和4年 6月26日	長野県 第893号	乾燥菌体肥料	丸善 ベジタブルグ リーン肥料	窒素全量 4.0% リン酸全量 1.0% その他の規格 含有を許される有害成分 の最大量及びその他の制 限事項は、公定規格のと おり	丸善食品工業株式会社 長野県千曲市大字寂蒔 880番地

農業技術課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。
令和元年5月27日

長野県長野建設事務所長 下里 巖

- 1(1) 許可番号
平成31年2月18日 長野県指令30都第29-11号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上高井郡小布施町大字小布施字北畑1625-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上高井郡小布施町大字北岡362-4
チャーチ敦子、CHURCH PAUL MICHAEL
- 2(1) 許可番号
令和元年5月9日 長野県長野建設事務所指令元長建第47-1号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
千曲市大字小島字窪田2861-1の内、2865-1、2865-2、
2866-1の内、2867-1、2867-2、2867-3の内、2868-2、
2868-4、2870-10、2871-1、2872-2、字山根3018-3、
3020、3021、3022
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長野市鶴賀緑町1418 大建鶴賀第一ビル
株式会社大建 代表取締役 増田 梯造

都市・まちづくり課

公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり行います。
令和元年5月27日

長野県公安委員会

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第4号に規定する警備業務

2 講習の対象者

受講申込み日において、次のいずれかに該当する者

- (1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 講習の実施期日及び場所

(1) 実施期日

実施期日	時間
令和元年10月16日(水)から令和元年10月24日(木)まで(土曜日、日曜日及び令和元年10月22日(火)を除く。)の6日間	午前9時30分から午後5時まで

(注) 講習の受付時間は、令和元年10月16日(水)午前9時5分から午前9時20分までです。

(2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地3

TOiGO WEST 3階

長野市生涯学習センター

4 受講定員

20名

5 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(受付専用電話 026-233-0108)に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

(5) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和元年7月31日(水)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

ア 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

イ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

ウ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し

オ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

カ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 提出期間

ア 提出期間

令和元年8月19日(月)から令和元年8月23日(金)まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(4) 講習手数料

講習手数料(3万4,000円)は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

6 その他

(1) 講習における修了考査に合格した者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付します。

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3032)に問い合わせてください。

(4) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり行います。

令和元年5月27日

長野県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務

2 講習の対象者

受講申込み日において、受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備

業務に従事しているもの

3 講習の実施期日及び場所

(1) 実施期日

実施期日	時間
令和元年10月21日(月)から令和元年10月24日(木)まで(令和元年10月22日(火)を除く。)の3日間	午前9時30分から午後5時まで(令和元年10月21日(月)は、午後1時10分から午後5時まで)

(注) 講習の受付時間は、令和元年10月21日(月)午後0時40分から午後1時までです。

(2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地3
TOiGO WEST 3階
長野市生涯学習センター

4 受講定員

20名

5 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全全部生活安全企画課(受付専用電話 026-233-0108)に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

(1) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和元年8月1日(木)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

ア 交付を受けている資格者証又は修了証明書の写し

イ 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

ウ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

エ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

オ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し

カ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

キ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 提出期間

ア 提出期間

令和元年8月19日(月)から令和元年8月23日(金)まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(4) 講習手数料

講習手数料(10,000円)は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

6 その他

(1) 講習における修了考査に合格した者には、この講習に係る修了証明書を交付します。

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全全部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3032)に問い合わせてください。

(4) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和元年5月27日

長野県警察本部長 伊藤 泰 充

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

- (1) 車両用信号灯器 280灯
- (2) 歩行者用信号灯器 279灯
- (3) 車両用矢印灯器 24灯

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

- (1) 名称 長野県警察本部警務部会計課施設室
- (2) 所在地 長野市大字南長野野幅下692-2

3 落札者を決定した日

令和元年5月10日

4 落札者の名称及び所在地

- (1) 名称 日本信号株式会社
- (2) 所在地 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

5 落札金額

- (1) 車両用信号灯器1灯当たりの単価 39,000円×108/100円
- (2) 歩行者用信号灯器1灯当たりの単価 39,000円×108/100円
- (3) 車両用矢印灯器1灯当たりの単価 24,000円×108/100円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成31年3月28日

会計課